

群馬県制度融資の融資利率改正について（予定）

令和8年度における群馬県制度融資について、以下のとおり融資利率の改正を行う予定です。

令和7年度の融資要件（利率含む）での利用を希望される場合は、令和7年度中に融資実行まで行う必要があります。令和7年度中に融資実行ができなかったものについては、令和8年度に改めて融資申込（保証申込含む）から行う必要がありますので、ご注意ください。

1 各資金の利率

資金名	融資利率（上限利率）		引き上げ幅
	R7年度	R8年度	
小口資金（特別小口資金含む）	3.0%以内	3.0%以内	+0.0
小規模企業事業資金（小口零細企業資金を含む）	2.0%以内	2.2%以内	+0.2
中小企業パワーアップ資金			
経営革新等要件	1.5%以内	1.7%以内	+0.2
競争力強化・事業再構築等要件、SDGs等要件	1.7%以内	1.9%以内	+0.2
経営サポート資金	1.8%以内	2.0%以内	+0.2
	1.5%以内	1.7%以内	+0.2
緊急経営改善資金	1.8%以内	2.0%以内	+0.2
中小企業再生支援資金			
A-1、A-2、B-1	1.8%以内	2.0%以内	+0.2
B-2、C	金融機関所定利率		
創業者・再チャレンジ支援資金	1.6%以内	1.8%以内	+0.2
事業承継支援資金	1.6%以内	1.8%以内	+0.2
災害レジリエンス強化資金	1.1%以内	1.4%以内	+0.3

* 経営サポート資金、中小企業再生支援資金、小口資金、小規模企業事業資金、創業者・再チャレンジ支援資金及び事業承継支援資金の利率は、すべて信用保証付きの利率です。

* 緊急経営改善資金、中小企業パワーアップ資金及び災害レジリエンス強化資金の利率は、すべて信用保証なしの利率です。

2 融資年度の考え方

保証承諾日	融資実行日	適用利率等
令和8年3月31日以前	令和7年3月31日以前	R7年度の利率
令和8年3月31日以前	令和8年4月1日以降	R8要件で再度融資申込（保証申込）をして、融資実行をしてください。
令和8年4月1日以降	令和8年4月1日以降	R8年度の利率